

こ支障第 18 号
障発 0131 第 9 号
令和 7 年 1 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準について」の一部改正について

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害
福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12
月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を別紙のと
おり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、貴管内市
町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。